

五條市立西吉野コミュニティセンターエアコン取替修繕 仕様書

1. 総則

この仕様書は、五條市が実施する下記施設のエアコン取替修繕について、必要な事項を定めるものとする。

2. 履行場所 五條市西吉野町八ツ川451番地

施設名：五條市立西吉野コミュニティセンター

3. 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

なお、取替修繕の施工時期については、担当と協議のうえ決定すること。

4. 内 容

(1) 上記施設に設置してあるエアコンの取替修繕等であり、下記入替機器と同等品（同等品の判定を行いますので、適合規格確認票及びカタログを添付し、事前に承認を受けてください。）とし、不要となった既存機器等の撤去処分・試運転調整費等を含むものとする。取替に要する室内機及び室外機・消耗品・雑材・配管等材料のほか、産業廃棄物処理費・運搬費・修繕に係る工事費等も含め修繕を完了すること。

【入替機器の詳細】

室内機	ナショナル	CS-71TUH4RN	4台
室外機	ナショナル	CU-71CH3R	4台

(2) 冷媒ガスは、適法に回収及び処分すること。（マニフェスト提出）

5. その他

- (1) 受注者は、設置の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、設置の実施にあたり、事故の内容安全管理に十分留意するものとし、対象施設及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。
- (3) 発生材の処分等については、受注者が関連法令に従い、適切に処分すること。
- (4) 受注者は、取替修繕完了後、施工前、施工中及び施工後の写真を添え、請求書を提出すること。
- (5) 設置の実施にあたり、その他必要な事項については、発注者と受注者が協議の上、決定することとする。

